



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年2月14日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	牛 島 方 子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

(有)丸北土木の代表取締役が、令和4年12月29日に岐阜県加茂郡八百津町八百津4530番地南方約70メートル先、(有)丸北土木の敷地内において、廃棄物であるソファー、角材等約34キログラムを焼却した。

このことについて、令和5年5月24日に御嵩簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、同社代表取締役が、罰金30万円の略式命令を受けた。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第7号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

(有)丸北土木（本店：加茂郡八百津町）

4 停止期間

令和6年2月15日から3月14日まで（1カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、県工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内